

# 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導運営規定

## 倉敷スイートホスピタル

第1条 倉敷スイートホスピタルが実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 倉敷スイートホスピタルが実施する居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅等において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(事業所の名称)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人和香会 倉敷スイートホスピタル
- 2 所在地 倉敷市中庄3542番1  
TEL 086-463-7111  
FAX 086-463-2111

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

管理者	1名
医師・歯科医師	1名以上
薬剤師	〃
管理栄養士	〃
歯科衛生士	〃

(営業日及び営業時間)

第6条

月曜日から土曜日 9:00～17:30

(サービスの内容)

第7条

- 1 医師、歯科医師が行う居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導担当の医師、歯科医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理（又は歯科医学的管理）を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に

対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行う。

## 2 薬剤師が行う居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師の指示に基づき、薬剤師が利用者の居宅を訪問し、利用者に対して薬学的な管理指導を行う。

## 3 管理栄養士が行う居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

担当の医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、具体的な献立に従って実技を伴う指導を行う。

## 4 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、倉敷市中庄とする。

(利用料)

第9条

1 厚生労働大臣が定める額とし、原則として介護報酬の1割を利用者の負担額とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(サービス提供の記録等)

第10条

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導を行った際には、診療録に具体的な導内容を記載をする。

(事故発生時の対応・賠償責任)

第11条

(1) 当事業所の提供するサービスによる事故が発生した場合は、速やかに市町村及び扶養者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

(2) 当事業所の提供するサービスに伴って、利用者さまに損害を与えた場合には、その損害を賠償する。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りではない事とする。

(虐待の防止)

第12条

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当事業所は、当該施設職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとする。

（緊急時の対応方法）

#### 第13条

利用者さまの主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。また緊急連絡先にご連絡いたします

（秘密の保持・個人情報保護）

#### 第14条

当事業所とその従事者は、当事業所の「個人情報保護規定」に沿い、業務上知り得た利用者さま又は代理者さま若しくはそのご家族さま等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、事業所の従事者であった者が正当な理由なくこれらの秘密を漏らすことがないように措置を講じています。又、当該規定に定めている利用目的以外には、その個人情報は利用しません。

（苦情等の窓口）

#### 第15条

- (1) 当事業所は、利用者さま等からの苦情・相談を受け付け、迅速かつ適切に対応する為に常設の窓口を設置し、担当者を配置しております。
- (2) 当事業所は、利用者さま等が苦情の申し立てを行われた場合、これを理由として何らの差別待遇は致しません。

平成24年11月1日作成

附則

変更日	内 容
令和 6 年 3 月 1 日	(虐待の防止) 第 11 条を追加 (緊急時の対応方法) 第 11 条を第 12 条へ変更 (秘密の保持・個人情報保護) 第 12 条を第 13 条へ変更 (苦情等の窓口) 13 条を 14 条へ変更
令和 7 年 4 月 1 日	(通常の事業の実施地域) 第 8 条を追加 (利用料) 第 8 条を 9 条へ変更 (サービス提供の記録等) 第 9 条を第 10 条へ変更 (事故発生時の対応・賠償責任) 第 10 条を第 11 条へ変更 (虐待の防止) 第 11 条を第 12 条へ変更 (緊急時の対応方法) 第 12 条を第 13 条へ変更 (秘密の保持・個人情報保護) 第 13 条を第 14 条へ変更 (苦情等の窓口) 第 14 条を 15 条へ変更